

庁議および市政戦略会議の運営方針の改訂について

改訂の目的

庁議および市政戦略会議の運営方針の見直しを行い、会議の効率化を図る。

主な改訂内容

【庁議運営方針の改訂】

① 計画策定に係る庁議付議資料について（P 2 5、P 2 6）

- ・パブリックコメント結果の庁議付議について、指摘事項と対応（庁議や附属機関等で結論付けられなかった内容について）の資料添付を不要とする。

② 本部会議等設置一覧の更新（P 3 7）

- ・草津市地球温暖化対策推進本部の構成員について、市長および教育長を除く部長会議構成員から部長会議構成員全員に記載を改める。
- ・令和 2 年度国勢調査草津市実施本部が廃止されたことから、一覧から削除する。